

裁 決 書

再審査請求人

処 分 庁 名護市福祉事務所長

原 裁 決 平成30年4月10日付け  
名護市長の棄却裁決

平成30年5月7日に提起された生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に関する再審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

平成29年3月27日付けで名護市福祉事務所長が行った生活保護費徴収決定処分を取り消す。

事案の概要

審理員意見書に記載のとおり。

再審査請求人の再審査請求の主張の要旨

再審査請求人の主張は、概ね以下のとおりと解することができる。

銀行の口座は、元夫から受け取ったまま利用したもので、後になって定期預金10万円があることを知って使い出し、その口座の限度額マイナス89,000円の状態を何年も続けており、利息通知が来たら、その分を支払っていることを処分庁に話している。

デビットカードは、通帳再発行時に銀行から勧められ、クレジットカードではないことを確認して作ったものであり、保護費徴収につながるものではない。

妹からの援助は、当時苦しい生活であったとはいえ、法律違反になるので返還する。

## 理　由

1 本件に係る法令等の規定について  
審理員意見書に記載のとおり。

2 認定した事実

関係資料によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成27年9月15日、再審査請求人は、処分庁に保護申請を行い、資産申告書に■■■銀行の普通預金及び■■■銀行の当座貸越普通預金（以下「当座貸越口座」という。）のみ申告し、同日付けで保護が開始されたこと。
- (2) 平成29年3月1日、処分庁は、■■■銀行から、法第29条に基づく預貯金調査の回答を受理し、再審査請求人の口座履歴により、■■■（再審査請求人の妹。以下「妹」という。）からの4回、計55,000円の入金が判明したこと。
- (3) 平成29年3月9日及び同月21日、処分庁は、■■■銀行から、法第29条に基づく預貯金調査の回答を受理し、以下のとおり判明したこと。
  - ア 再審査請求人が、保護開始時点において、定期預金及び当該定期預金を担保とした当座貸越口座を所有しており、定期預金残高100,000円及び当座貸越口座残高マイナス89,616円であったこと。
  - イ 平成29年2月23日時点において、定期預金残高は変わらずに当座貸越口座残高はマイナス90,140円であったこと。
  - ウ 当座貸越口座の取引履歴から、再審査請求人の保護開始時からの出入金状況は以下のとおりであったこと。
    - (ア) デビットカードの使用を含む引出総額：147,949円
    - (イ) 借入利息総額：702円
    - (ウ) 預入総額：148,000円
    - (エ) デビットカード利用のキャッシュバックを含む受取利息総額：127円
- (4) 平成29年3月27日、処分庁は、法第78条に基づき、妹からの未申告援助金55,000円、保護開始時の定期預金100,000円と当該定期預を担保とした借入金残額89,616円の差額10,384円及び金融機関からの借入金合計147,949円の合計213,333円について原処分を行ったこと。
- (5) 再審査請求人は、原処分を不服とし、平成29年6月16日付けで、審査庁に対し本件審査請求を提起したこと。
- (6) 審査庁は、平成30年4月10日付けで、本件審査請求を棄却とする旨の原裁決を行ったこと。
- (7) 再審査請求人は、原裁決を不服とし、同年5月7日付けで、再審査請求を提起したこと。

3 判断

(1) 本件再審査請求の対象について

再審査請求人は、原処分の取消しを求め、再審査請求を提起したものであるから、本件再審査請求の審査対象は、原処分の違法性又は不当性についてである。

(2) 原処分の違法性又は不当性について

法による保護は、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件」（法第4条第1項）とし、「その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において」（法第8条第1項）行われるとしている。

そして、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき＜中略＞は、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」（法第61条）とし、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。」（法第78条第1項）としている。

また、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）において、法第78条の適用の判断について、「届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき」、「保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき」等としている。

これらを踏まえ、原処分について、以下のとおり検討する。

#### ア 妹からの未申告援助金について

再審査請求人は、処分庁が妹からの援助金の確認のため収入申告の提出及び通帳の写し等の証拠資料の提示を度々求めて応じなかつたのであるから、処分庁が実施した預貯金調査により判明した未申告援助金について、処分庁が法第78条に基づく保護費徴収を決定したことには違法・不当な点は認められない。

#### イ 定期預金について

再審査請求人は、保護申請時に琉球銀行の定期預金額100,000円の申告をしておらず、処分庁が実施した預貯金調査により定期預金の存在が判明したのであるから、処分庁が法第78条に基づく保護費徴収を決定したことには違法・不当な点は認められない。

また、保護費徴収額についても、定期預金残高から当座貸越口座残高を控除した残金が、再審査請求人が最低生活の維持のために利用し得る資産と解されるので、処分庁が決定した金額は妥当と解される。

#### ウ 定期預金を担保とした貸付（当座貸越）について

処分庁は、再審査請求人が当座貸越口座からデビットカードの使用を含め引き出された金額の総額147,949円について、借入金として収入認定し、法第78条に基づく保護費徴収を決定したことが認められる。

確かに、借入金は、当該借入れによって、被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産は増加するのであるから、保護受給に被保護者が借入れをした場合、これを原則として収入認定するべきである。

しかしながら、当座貸越口座の取引状況をみると、保護開始後、再審査請求人は、当該口座に金銭を預け入れた後に当該預入額に相当する金額を引き出していたことが認められる。そして、上記2の(3)で当庁が認定した事実のとおり、預入総額148,000円と引出額147,989円は概ね一致しており、当座貸越口座残高は、保護開始時のマイナス89,616円から、平成29年2月23日時点のマイナス90,140円であり、当該口座残高の貸付增加分が524円

だけであったことが認められる。

これらのことから、保護開始前から当座貸越口座の預金残高がマイナスであったことにより当該口座から金銭を引き出す度に銀行から貸付を受ける形になるとはいって、再審査請求人は単に預入れをした後に引出しを行っていたものと解するのが相当であり、保護費の支給先ではない当座貸付口座への預入金の内容に関して審理関係人からの言及がないので不明であるが、仮に、当該口座への預入金が保護費や収入認定された年金等であれば、活用可能な資産が増えたとはいはず、実質的な借入額は、当該口座の貸付増加分である524円であったと解される。

そうすると、再審査請求人が通帳の提示を拒否しており、当座貸越口座の取引が借入金返済と新たな借入にみえるとはいって、処分庁が当該口座における取引状況の詳細な聞き取り調査をしていない以上、①通帳残高がマイナス表記となっていること、②利息が発生していること、③当座貸越口座を利用していることをもって、保護期間中、再審査請求人に新たに借入をしていたとの認識があったとまでは認められないため、処分庁が当該口座からの引出金総額147,949円について法第78条を適用した手続に瑕疵があったといわざるを得ない。

#### 4 結論

審理員意見書においては、本件再審査請求は棄却されるべきことであるが、以上のとおり、本件再審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第65条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成31年3月29日

再審査庁 沖縄県知事 玉城康裕

